



大津市公報

令和6年9月26日
号外（第54号）

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目次

54	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	1
55	大津市手数料条例の一部を改正する条例	3
56	大津市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例	3
57	大津市ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例	3
58	大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例	4
59	大津市景観法施行条例の一部を改正する条例	4
60	大津市都市公園条例の一部を改正する条例	4
61	大津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例	5

条 例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

令和6年9月26日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第54号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第1章 関係条例の一部改正

（大津市職員の分限に関する条例の一部改正）

第1条 大津市職員の分限に関する条例（昭和26年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「禁錮刑」を「拘禁刑」に改める。

（大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正）

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（1）大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号）第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び同条第3項第1号

（2）大津市職員退職手当支給条例（昭和37年条例第7号）第12条第1項第1号及び同条第5項第2号、第13条の見出し、同条第1項第1号、第14条第1項第1号並びに第16条第4項

（3）大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年条例第51号）第4条第1号

（4）大津市公設地方卸売市場条例（昭和63年条例第18号）第6条の2第3項第5号イ、第12条第4項第2号、第18条第3項第5号イ及び第27条第2項第2号

（大津市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第3条 大津市職員等の旅費に関する条例（昭和32年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「1に」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第1号中「出張または」を「出張又は」に、「または」を「又は」に、「場合には、当該職員」を「場合 当該職員」に改め、同項第2号中「または」を「又は」に、「場合には、当該職員」を「場合 当該職員」に改め、同条第3項中「の規定に該当」を「に掲げる場合に該当」に、「禁こ」を「拘禁刑」に、「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第4項中「または」を「又は」に改め、同条第5項中「および」を「及び」に、「第4条第3項」を「次条第3項」に、「取消され、または」を「取り消され、又は」に改める。

（大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第4条 大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条中「1に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「禁こ」を「拘禁刑」に改め、同条第3号中「または」を「又は」に改める。

（大津市特定旅館建築規制条例等の一部改正）

第5条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 大津市特定旅館建築規制条例（平成元年条例第52号）第13条第1項
- (2) 大津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年条例第46号）第16条
- (3) 大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成20年条例第50号）第18条
- (4) 大津市屋外広告物条例（平成20年条例第53号）第48条第1項
- (5) 大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成26年条例第11号）第16条第1項第1号ア、第47条及び第48条
- (6) 大津市行政不服審査法施行条例（平成28年条例第9号）第17条
- (7) 大津市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第43号）附則第3条第5項及び第6項
- (8) 大津市議会個人情報保護条例（令和5年条例第1号）第53条から第55条までの規定
（大津市生活環境の保全と増進に関する条例の一部改正）

第6条 大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成10年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第119条から第121条の2までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第122条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第123条及び第124条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第2章 経過措置

（罰則の適用等に関する経過措置）

第7条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第8条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第9条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号。以下「整理等法」という。）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条（第1号に係る部分に限る。）の規定による改正後の大津市一般職の職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定（大津市一般職の職員の給与に関する条例第21条第5項及び第22条第9項において準用する場合並びに大津市教育公務員の給与に関する条例（昭和32年条例第22号）第13条第1項の規定により一般職員の例によることとされる場合並びに大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）第5条第7項（同条例第18条において準用する場合を含む。）及び第5条の2第5項（同条例第18条の2において準用する場合を含む。）の規定により一般職の職員の例によることとされる場合を含む。）の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（大津市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第10条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条（第2号に係る部分に限る。）の規定による改正後の大津市職員退職手当支給条例第12条第1項及び第5項、第13条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第16条第4項並びに大津市職員退職手当支給条例第16条第3項の規定（大津市教育公務員の給与に関する条例第13条第1項の規定により一般職員の例によることとされる場合を含む。）の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（経過措置の規則への委任）

第11条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。
令和6年9月26日

大津市長 佐藤健司

大津市条例第55号

大津市手数料条例の一部を改正する条例
大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。
別表第18項第4号から第8号までの規定中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項第9号から第11号までの規定中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同項第12号中「第18条第24項」を「第18条第38項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）第7条の規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

大津市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を公布する。
令和6年9月26日

大津市長 佐藤健司

大津市条例第56号

大津市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例
大津市ふれあいセンター条例（平成23年条例第51号）の一部を次のように改正する。
第2条を次のように改める。
（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大津市膳所ふれあいセンター
位置 大津市昭和町15番25号
別表を次のように改める。

別表（第4条、第5条関係）

室名	使用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
会議室		2,030 円	2,030 円	2,030 円
和室		330 円	330 円	330 円
調理実習室		530 円	530 円	530 円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大津市ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例を公布する。
令和6年9月26日

大津市長 佐藤健司

大津市条例第57号

大津市ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例
大津市ふれあいプラザ条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。
第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。
第11条第1号中「第3条第3号に規定する」を「第3条第2号に掲げる」に改める。
別表中会議室の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 9 月 26 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第58号

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第26条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

- この条例は、令和6年12月2日から施行する。
- この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 9 月 26 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第59号

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例

大津市景観法施行条例（平成18年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第4号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

大津市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 9 月 26 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第60号

大津市都市公園条例の一部を改正する条例

大津市都市公園条例（昭和40年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「除く。）」の次に「及び第6項」を加える。

第10条第2項中「別表第2第5項」の次に「及び第6項」を加える。

別表第2第5項中「有料公園施設の」を「有料公園施設（駐車場を除く。）の」に改め、同項の表有料公園施設付帯の会議室、役員室等の項中「付帯の」を「に附帯する」に改め、同表駐車場（近江神宮外苑公園の駐車場を除く。）の項及び駐車場（近江神宮外苑公園の駐車場に限る。）の項を削り、同表備考第7項及び第8項を削り、同備考第9項中「並びに駐車場を使用する場合」を削り、同項を同備考第7項とし、同備考第10項中「並びに駐車場を使用する場合」を削り、同項を同備考第8項とし、同備考中第11項から第15項までを2項ずつ繰り上げ、別表第2に次の1項を加える。

- 有料公園施設である駐車場の利用料金の上限額

区分		単位	金額
近江神宮外苑公園の駐車場		1回につき駐車開始から1時間を経過した後の駐車時間1時間までごとに	220円
柳が崎湖畔公園の駐車場	バス	1日1回	2,200円
	マイクロバス	1日1回	1,540円

	バス及びマイクロバス以外の普通自動車等	1回につき駐車開始から1時間を経過するまでに駐車する場合	220円
		1回につき駐車開始から1時間を経過した後駐車開始から2時間を経過するまでに駐車する場合	330円
		1回につき駐車開始から2時間を経過した後駐車開始から3時間を経過するまでに駐車する場合	440円
		1回につき駐車開始から3時間を経過した後に駐車する場合	440円に、駐車開始から3時間を経過した後の駐車時間30分につき220円を加えた額
大津湖岸なぎさ公園の駐車場	バス	1日1回	2,200円
	マイクロバス	1日1回	1,500円
	バス及びマイクロバス以外の普通自動車等	1回につき駐車開始から30分を経過した後の駐車時間30分までごとに	100円

備考

1 この表中「バス」及び「マイクロバス」とは、規則で定める乗車定員及び重量の自動車を用いる。

2 この表中「普通自動車等」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に定める普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のものをいう。

3 大津湖岸なぎさ公園の駐車場（規則で定める駐車場に限る。）にバス及びマイクロバス以外の普通自動車等を駐車する場合における1回の駐車に係る1日（午前0時から翌日の午前0時までをいう。）の利用料金の額は、1,000円を超えないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に有料公園施設である駐車場に駐車を開始した者が同日以後に当該自動車を駐車場から駐車させる場合において大津市都市公園条例第10条第5項の規定により支払わなければならない利用料金の上限額については、改正後の別表第2第6項の規定により算出した額とする。

（準備行為）

3 改正後の大津市都市公園条例の規定に基づき指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

大津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年9月26日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第61号

大津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和38年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表大津市中消防署の項中「大津市御陵町3番1号」を「大津市皇子が丘三丁目2番1号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。